

第 386 回宮城県議会議案（追加提出分）に対する意見について

第 386 回宮城県議会（令和 4 年 1 1 月定例会）に提案される下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 31 年宮城県教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年 1 1 月 25 日に専決処分し、異議のない旨回答した。よって、同条第 2 項の規定により報告する。

記

予算外議案

財産の取得について（タブレット端末保管庫一式）

令和 4 年 1 2 月 1 6 日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

財 第 1 5 4 号
令和4年11月25日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



第386回宮城県議会議案について（照会）

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

予算外議案

財産の取得について（タブレット端末保管庫一式）



担当：財政課予算第一班 阿部
内線：2033

第386回宮城県議会議案（追加提出分）予算外議案の概要 （教育庁関係分）

○ 条例外議案

議第206号議案 財産の取得について（タブレット端末保管庫一式）

県立高等学校において使用するタブレット端末保管庫一式取得することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 高校教育課

- 取得しようとする財産 タブレット端末保管庫一式
- 取得金額 38,107,513 円
- 取得の相手方 カメイ商事株式会社